



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 25 日 (木曜日) 第 191 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

	頁		
規 則			
○退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (総務事務センター) 1		○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (自然環境課) 5	
○宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 3		○重要生息地の指定 (2件) …………… (") 6	
○宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (") 4		○道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 6	
告 示			
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 4		○道路の供用の開始 (3件) …………… (") 6	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (") 4		○土砂災害警戒区域の指定 (5件) …………… (砂防課) 7	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防除) …………… (自然環境課) 4		○土砂災害特別警戒区域の指定 (4件) …………… (") 16	
○民有林の保安林の指定…………… (") 5		訓 令	
		○宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 23	
		公 告	
		○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 23	
		○基本測量の終了の通知…………… (") 24	
		○開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 24	
		○落札者等の公告…………… 24	
		公安委員会公告	
		○警備員等の検定の実施について…………… 24	

規 則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第12号

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則 (昭和32年宮崎県規則第47号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 7 号の 3 まで及び別記様式第 8 号 (その 2) から別記様式第 14 号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第 15 号中「㊟」を「㊞」に改める。

別記様式第 16 号から別記様式第 21 号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第 22 号を次のように改める。

様式第 22 号 (第 10 条関係)

総 代 者 選 任 届 書

吏員若しくは準吏員又は
年金 (一時金) 権者との
続柄氏名が全員の総代者として
年金
一時金
の請求及び支給の

請求をするものであることを届け出ます。

年 月 日

(総代者)
本 籍 地
現 住 所

氏 名

(同順位者)
現 住 所

氏 名

別記様式第22号の2から別記様式第24号(その2)まで及び別記様式第28号から別記様式第30号の8までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第13号

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則及び宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則(昭和48年宮崎県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第26条 条例第25条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～ケ [略]</p> <p>(普通地区内における届出等を要しない行為)</p> <p>第33条 条例第27条第6項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ [略]</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第26条 条例第25条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～ケ [略]</p> <p>(普通地区内における届出等を要しない行為)</p> <p>第33条 条例第27条第6項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 水産資源保護法第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ [略]</p>

(宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成18年宮崎県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別規制地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。)</p> <p>エ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p>	<p>(特別規制地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第25条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第21条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第25条第1項第7号及び第10号から第14号までに掲げるものを除く。)</p> <p>エ～ス [略]</p> <p>(11) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

宮崎県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県立自然公園条例施行規則（昭和52年宮崎県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利用調整地区の指定に係る土地所有者等との協議) 第20条 条例第13条第1項の規定による利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。 (普通地域内における届出を要しない行為) 第35条 条例第29条第7項第4号の知事が定める行為は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] (14) 第25条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。 (15)～(17) [略]	(利用調整地区の指定に係る土地所有者等との協議) 第20条 条例第19条第1項の規定による利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。 (普通地域内における届出を要しない行為) 第35条 条例第29条第7項第4号の知事が定める行為は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] (14) 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。 (15)～(17) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 214号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
おおやまこどもクリニック	児湯郡新富町富田西2丁目2番1	令和3年2月28日

宮崎県告示第 215号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
白山薬局	都城市郡元町3245番地35	令和3年3月1日
医療法人おおやまこどもクリニック	児湯郡新富町富田西2丁目2番1	令和3年3月1日

宮崎県告示第 216号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、えびの市、高鍋町、新富町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局及び宮崎県南那珂農林振興局並びに宮崎市役所、延岡市役所、日南市役所、小林市役所、日向市役所、串間市役所、えびの市役所、高鍋町役場、新富町役場及び門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 3 年 5 月 7 日から令和 3 年 7 月 8 日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

(1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 217号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字出口乙 234-2（次の図に示す部分に限る。）、乙 233-10、乙 234-1、乙 234-4、乙 234-7、乙 234-11から乙 234-13まで、乙 234-15、乙 234-22、乙 234-23、乙 234-29、乙 234-32、乙 234-34

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 218号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市上三輪町2764-丁、2765

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 219号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字樋掛1980-27、1980-30、1980-31、1980-33から1980-36まで、1980-38から1980-43まで、1980-45、字貝殻又1987-1、1987-2、1987-4、1987-5、1987-7

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 220号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市庄内町 13026（次の図に示す部分に限る。）、13027-2、13027-5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興

局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 221号

宮崎県野生動物植物の保護に関する条例 (平成17年宮崎県条例第84号) 第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

鍋倉湿原重要生息地

2 指定の区域

えびの市大字大河平

3 指定の区域の保護に関する指針

- (1) 野生動物植物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境
鍋倉湿原は、古くは水田用のため池だった場所である。水質が良好で、自然度の高い森に囲まれているなど、希少野生動物植物にとって貴重な環境が残されていることから、現在の水質や植生を維持することが必要である。
- (2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針
現在、地域住民により保全活動が行われているが、現存する希少野生動物植物を守っていくため、これまでどおり定期的な草刈り等を継続し、外来種の防除を行うなど、適切な管理を行っていく。また、池に張り出した木の枝打ちを行うことにより、日照の確保に努め、植生の遷移を抑制し、優れた環境を維持していくことが望まれる。

宮崎県告示第 222号

宮崎県野生動物植物の保護に関する条例 (平成17年宮崎県条例第84号) 第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

関之尾神田湿地重要生息地

2 指定の区域

都城市関之尾町

3 指定の区域の保護に関する指針

- (1) 野生動物植物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境
関之尾神田湿地はシラスの採取跡地で、その後台地斜面下部からの湧水により湿地となり、そこに野生生物が集まったことで現在の状態になった。環境の良い湿地が現在では少なくなり、希少野生動物植物にとって貴重な生息地となっていることから、現在の水質や植生を維持することが必要である。
- (2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針
現在、地域住民による草刈り等の保全活動が行われているが、現存する希少野生動物植物を守っていくため、今後も適切な時期に適切な管理を行うことにより、遷移の抑制及び外来種の防除に努め、優れた環境を維持していくことが望まれる。

宮崎県告示第 223号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	218号	延岡市細見町3609番5から同市同町3565番4まで	旧	7.8~20.4	178.7
				新	9.1~20.5	178.7

宮崎県告示第 224号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字松尾4番2地先から同郡同町同大字同字5番13まで	旧	4.1~9.5	29.5
				新	7.9~10.3	29.5

宮崎県告示第 225号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町 10961番5地先から同市同町5908番1地先まで	旧	20.8~87.6	2,814.0
				新	23.8~87.6	2,814.0

宮崎県告示第 226号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	延岡市細見町3617番1地先から同市同町3576番6地先まで	令和3年3月25日

宮崎県告示第 227号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡綾町大字南俣字大口5687番1から同郡同町同大字同字5687番1まで	令和3年3月25日

宮崎県告示第 228号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月25日から同年4月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町 10961番5地先から同市同町5908番1地先まで	令和3年3月28日

宮崎県告示第 229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	柚木町(1)	10- 203- 1 - 093	土 石 流
	柚木沢川	10- 203- 1 - 094	土 石 流
	柚木谷川	10- 203- 1 - 095	土 石 流
	宇和田町(3)	10- 203- 1 - 096	土 石 流
	鹿狩瀬町(9)	10- 203- 1 - 097	土 石 流
	宇和田町(4)	10- 203- 2 - 051	土 石 流
	宇和田町(5)	10- 203- 2 - 052	土 石 流
	鹿狩瀬町(2)	10- 203- 2 - 054	土 石 流
	鹿狩瀬町(6)	10- 203- 2 - 055	土 石 流
	大野町(1)	10- 203- 2 - 056	土 石 流
	鹿狩瀬町(7)	10- 203- 2 - 057	土 石 流
	鹿狩瀬町(8)	10- 203- 2 - 058	土 石 流
	鹿狩瀬町(10)	10- 203- 2 - 059	土 石 流
	宇和田町(2)	10- 203- 3 - 016	土 石 流
	鹿狩瀬町(3)	10- 203- 3 - 017	土 石 流
	北富山沢	10- 203- 1 - 090	土 石 流
南富山沢	10- 203- 1 - 091	土 石 流	
柚木谷沢川	10- 203- 1 - 092	土 石 流	
荒竹水神谷川	10- 203- 1 - 132	土 石 流	

荒竹水神谷川-新①	10- 203- 1 - 132 -新①	土 石 流	稲葉崎- 1 -新③	II - 1 - 7363- 新③	急傾斜地の崩壊
稲葉崎町(1)	10- 203- 1 - 133	土 石 流	鹿狩瀬第 4	II - 1 - 7403	急傾斜地の崩壊
長尾谷川	10- 203- 2 - 072	土 石 流	宇和田第 4	II - 1 - 7406	急傾斜地の崩壊
宇和田第 1	I - 1 - 1480	急傾斜地の崩壊	宇和田第 5	II - 1 - 7407	急傾斜地の崩壊
宇和田第 1 -新①	I - 1 - 1480- 新①	急傾斜地の崩壊	宇和田第 7	II - 1 - 7409	急傾斜地の崩壊
宇和田第 1 -新②	I - 1 - 1480- 新②	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 9	II - 1 - 7563	急傾斜地の崩壊
宇和田第 1 -新③	I - 1 - 1480- 新③	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 10	II - 1 - 7564	急傾斜地の崩壊
宇和田第 1 -新④	I - 1 - 1480- 新④	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 18	II - 1 - 7628	急傾斜地の崩壊
宇和田第 1 -新⑤	I - 1 - 1480- 新⑤	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 18 -新①	II - 1 - 7628- 新①	急傾斜地の崩壊
柚木第 1	I - 1 - 1483	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 18 -新②	II - 1 - 7628- 新②	急傾斜地の崩壊
柚木第 1 - 新①	I - 1 - 1483- 新①	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 18 -新③	II - 1 - 7628- 新③	急傾斜地の崩壊
稲葉崎	I - 1 - 1632	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 18 -新④	II - 1 - 7628- 新④	急傾斜地の崩壊
檜山第 3	I - 1 - 1633	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 18 -新⑤	II - 1 - 7628- 新⑤	急傾斜地の崩壊
檜山第 3 - 新①	I - 1 - 1633- 新①	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 19	II - 1 - 7629	急傾斜地の崩壊
檜山第 3 - 新②	I - 1 - 1633- 新②	急傾斜地の崩壊	鹿狩瀬第 19 -新①	II - 1 - 7629- 新①	急傾斜地の崩壊
檜山第 3 - 新③	I - 1 - 1633- 新③	急傾斜地の崩壊	無鹿第 3	I - 1 - 1619	急傾斜地の崩壊
宇和田第 2	I - 1 - 3578	急傾斜地の崩壊	無鹿第 2	I - 1 - 1618	急傾斜地の崩壊
宇和田第 3	I - 1 - 3579	急傾斜地の崩壊	無鹿第 7	I - 1 - 2152	急傾斜地の崩壊
稲葉崎- 1	II - 1 - 7363	急傾斜地の崩壊	稲葉崎- 2	II - 1 - 7385	急傾斜地の崩壊
稲葉崎- 1 -新①	II - 1 - 7363- 新①	急傾斜地の崩壊	稲葉崎- 2 -新①	II - 1 - 7385- 新①	急傾斜地の崩壊
稲葉崎- 1 -新②	II - 1 - 7363- 新②	急傾斜地の崩壊	稲葉崎- 2 -新②	II - 1 - 7385- 新②	急傾斜地の崩壊
			稲葉崎- 2 -新③	II - 1 - 7385- 新③	急傾斜地の崩壊

	稲葉崎-3	II-1-7387	急傾斜地の崩壊		上つづら八重	5-29	地 滑 り
	稲葉崎-3 -新①	II-1-7387-新①	急傾斜地の崩壊		大 戸 野	6-2	地 滑 り
	野 地 第 8	I-1-3599新③	急傾斜地の崩壊		広 河 原	6-6	地 滑 り
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p>					瀬 戸	農7-1	地 滑 り
<p>宮崎県告示第 230号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。</p> <p>令和3年3月25日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>					札 ノ 尾	7-1	地 滑 り
					塩 鶴	農7-2	地 滑 り
					外 之 浦	7-6	地 滑 り
					費 波	7-7	地 滑 り
					夫 婦 浦	7-8	地 滑 り
					下 新 村	5-7	地 滑 り
					下 白 木 俣	5-11	地 滑 り
					小 布 施	5-14	地 滑 り
					秋 山	5-15	地 滑 り
					板 床	農5-1	地 滑 り
					荒 谷	農5-2	地 滑 り
					富 土 原	林5-1	地 滑 り
					山 仮 屋	06-03	地 滑 り
					元 仮 屋	農6-1	地 滑 り
					黒 荷 田	06-12	地 滑 り
					黒 荷 田 2	06-13	地 滑 り
					黒 山	06-08	地 滑 り
					港 平	林5-2	地 滑 り
					鬼 ッ 久 保	林5-3	地 滑 り
					福谷谷川- 新①	02-204-2-090 -新①	土 石 流
					福谷谷川- 新②	02-204-2-090 -新②	土 石 流

福谷谷川-新③	02-204-2-090-新③	土 石 流	向田一谷川	02-204-2-074	土 石 流
福谷谷川-新④	02-204-2-090-新④	土 石 流	向田二谷川	02-204-2-075	土 石 流
山瀬二谷川-新①	02-204-3-008-新①	土 石 流	向田三谷川	02-204-2-076	土 石 流
汐満二谷川	02-204-3-012	土 石 流	瀬田尾野谷川	02-204-1-043	土 石 流
向田四谷川	02-204-2-077	土 石 流	山かしら谷川	02-204-2-080	土 石 流
倉掛一谷川	02-204-2-082	土 石 流	後野谷川	02-204-1-044	土 石 流
倉掛二谷川	02-204-2-083	土 石 流	つづら八重谷川	02-204-2-081	土 石 流
大道寺谷川	02-204-2-084	土 石 流	釈迦尾ヶ野1	I-1-0258	急傾斜地の崩壊
平部ヶ下谷川-新①	02-204-1-034-新①	土 石 流	瀬田尾-1	II-1-4469	急傾斜地の崩壊
北河内沢	02-204-1-071	土 石 流	瀬田尾-2	II-1-4470	急傾斜地の崩壊
富士谷沢	02-204-1-073	土 石 流	瀬田尾-3	II-1-4471	急傾斜地の崩壊
鍋頭谷川(1)	02-204-1-074	土 石 流	向原	II-1-4531	急傾斜地の崩壊
鍋頭谷川(2)	02-204-1-075	土 石 流	向原-新①	II-1-4531-新①	急傾斜地の崩壊
鍋頭谷川(3)	02-204-1-076	土 石 流	向原-新②	II-1-4531-新②	急傾斜地の崩壊
伊比井谷川	02-204-1-077	土 石 流	崩平-新①	I-1-0202-新①	急傾斜地の崩壊
伊比井谷川-新①	02-204-1-077-新①	土 石 流	西ヶ迫-新①	I-1-0203-新①	急傾斜地の崩壊
富士之沢(1)	02-204-2-104	土 石 流	中松永-新①	I-1-0206-新①	急傾斜地の崩壊
富士之沢(2)	02-204-2-105	土 石 流	東ヶ迫東-新①	I-1-0211-新①	急傾斜地の崩壊
大荷田谷川(3)	02-204-2-109	土 石 流	東ヶ迫東-新②	I-1-0211-新②	急傾斜地の崩壊
上日向八重谷川	02-204-2-110	土 石 流	下汐満-新②	I-1-0214-新②	急傾斜地の崩壊
河内二谷川	02-204-2-112	土 石 流	楠原-新①	I-1-0314-新①	急傾斜地の崩壊
西の谷	02-321-1-005	土 石 流	楠原-新②	I-1-0314-新②	急傾斜地の崩壊
徳之峯谷川	02-204-2-078	土 石 流	楠原-新③	I-1-0314-新③	急傾斜地の崩壊

上楠原-新①	I-1-0315-新①	急傾斜地の崩壊	西ノ村 2	I-1-0319	急傾斜地の崩壊
上楠原-新②	I-1-0315-新②	急傾斜地の崩壊	内之迫	I-1-0320	急傾斜地の崩壊
諏訪馬場-新①	I-1-0316-新①	急傾斜地の崩壊	木場 1	I-1-0321	急傾斜地の崩壊
石ヶ谷-2	II-1-4354	急傾斜地の崩壊	愛宕越	I-1-3102	急傾斜地の崩壊
中ノ講-3-新①	II-1-4373-新①	急傾斜地の崩壊	永吉-1	I-1-3124	急傾斜地の崩壊
中ノ講-3-新②	II-1-4373-新②	急傾斜地の崩壊	永野	II-1-4364	急傾斜地の崩壊
中ノ講-3-新③	II-1-4373-新③	急傾斜地の崩壊	瀬田尾野-1	II-1-4376	急傾斜地の崩壊
山ノ口-1-新①	II-1-4393-新①	急傾斜地の崩壊	瀬田尾野-2-新①	II-1-4377-新①	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2-新①	II-1-4394-新①	急傾斜地の崩壊	瀬田尾野-2-新②	II-1-4377-新②	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2-新②	II-1-4394-新②	急傾斜地の崩壊	西ノ村 3	II-1-4378	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2-新③	II-1-4394-新③	急傾斜地の崩壊	永吉-2	II-1-4379	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2-新④	II-1-4394-新④	急傾斜地の崩壊	永吉-2-新①	II-1-4379-新①	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2-新⑤	II-1-4394-新⑤	急傾斜地の崩壊	永吉-3	II-1-4380	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2-新⑥	II-1-4394-新⑥	急傾斜地の崩壊	永吉-4	II-1-4382	急傾斜地の崩壊
原向-2-新②	II-1-4625-新②	急傾斜地の崩壊	永吉-4-新①	II-1-4382-新①	急傾斜地の崩壊
上松永-2	III-1-9312	急傾斜地の崩壊	川辺ヶ野	II-1-4392	急傾斜地の崩壊
星倉-4	III-1-9320	急傾斜地の崩壊	倉掛-1	II-1-4477	急傾斜地の崩壊
相田-新②	III-1-9321-新②	急傾斜地の崩壊	向田-2	II-1-4529	急傾斜地の崩壊
木場 2	I-1-0317	急傾斜地の崩壊	倉掛-2	II-1-4532	急傾斜地の崩壊
西ノ村	I-1-0318	急傾斜地の崩壊	大川田	I-1-0199	急傾斜地の崩壊
			西ヶ迫	I-1-0203	急傾斜地の崩壊
			中松永	I-1-0206	急傾斜地の崩壊
			釈迦尾ヶ野 2	I-1-0256	急傾斜地の崩壊
			中ノ講-5	II-1-4375	急傾斜地の崩壊

谷 川	I-1-0391	急傾斜地の崩壊
下 汐 満	I-1-0214	急傾斜地の崩壊
鶯 巢	I-1-0174	急傾斜地の崩壊
浜 平	I-1-0175	急傾斜地の崩壊
伊 比 井	I-1-0176	急傾斜地の崩壊
鍋 頭	I-1-0177	急傾斜地の崩壊
三 軒 家	I-1-0178	急傾斜地の崩壊
三軒家-新①	I-1-0178-新①	急傾斜地の崩壊
富 土	I-1-0179	急傾斜地の崩壊
富士河内-1	I-1-3123	急傾斜地の崩壊
富士河内-1-新①	I-1-3123-新①	急傾斜地の崩壊
富士河内-2	I-1-3125	急傾斜地の崩壊
伊比井-1	II-1-4520	急傾斜地の崩壊
伊比井河内-1	II-1-4521	急傾斜地の崩壊
富 土 - 1	II-1-4523	急傾斜地の崩壊
富 土 - 2	II-1-4524	急傾斜地の崩壊
富士-2-新①	II-1-4524-新①	急傾斜地の崩壊
立 野 3	II-1-4573	急傾斜地の崩壊
下大藤-1	II-1-4562	急傾斜地の崩壊
菖 蒲 迫	I-1-0361	急傾斜地の崩壊
菖 蒲 迫 2	I-1-0360	急傾斜地の崩壊
倉 迫 - 1	II-1-4565	急傾斜地の崩壊
倉 迫 - 2	II-1-4566	急傾斜地の崩壊
倉 迫	I-1-0362	急傾斜地の崩壊

徳之峯 3	II-1-4478	急傾斜地の崩壊
徳之峯 1	I-1-0324	急傾斜地の崩壊
徳之峯 2	I-1-0325	急傾斜地の崩壊
鶴 戸 谷	I-1-0328	急傾斜地の崩壊
宮 ヶ 上	I-1-0327	急傾斜地の崩壊
宮 の 窪	I-1-0322	急傾斜地の崩壊
つづら八重-3	I-1-3117	急傾斜地の崩壊
つづら八重-6	II-1-4475	急傾斜地の崩壊
つづら八重-5	II-1-4474	急傾斜地の崩壊
つづら八重-2	II-1-4355	急傾斜地の崩壊
つづら八重-4	II-1-4383	急傾斜地の崩壊
つづら八重-1	III-1-9310	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	岩戸秋元	42-3	地 滑 り
	小谷内川1	11-441-1-016	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	御泊川	11-442-2-074	土石流
	阿下川	11-442-2-075	土石流
	阿下川(1)	11-442-2-076	土石流
	下中園川(2)	11-442-1-033	土石流
	下中園川(1)	11-442-1-034	土石流
	下中園川(1)-新①	11-442-1-034-新①	土石流
	杉の原川(1)	11-442-2-078	土石流
	杉の原川(1)-新①	11-442-2-078-新①	土石流
	杉の原川(2)	11-442-2-079	土石流
	新町川(1)	11-442-2-072	土石流
	新町川(2)	11-442-2-073	土石流
	日向川	11-442-2-004	土石流
	竹の平川(2)	11-442-2-003	土石流
	松の内川	11-442-1-026	土石流
	松崎川	11-442-2-064	土石流
	中川川	11-442-2-077	土石流
	滝の内	II-1-8316	急傾斜地の崩壊
	阿下-5	II-1-8321	急傾斜地の崩壊
	椀木	I-1-2260	急傾斜地の崩壊
	椀木-新①	I-1-2260-新①	急傾斜地の崩壊
	椀木-新②	I-1-2260-新②	急傾斜地の崩壊

椀木-新③	I-1-2260-新③	急傾斜地の崩壊
鹿川	I-1-1945	急傾斜地の崩壊
鹿川(2)	I-1-3769	急傾斜地の崩壊
中の畑	II-1-8206	急傾斜地の崩壊
中の畑-新①	II-1-8206-新①	急傾斜地の崩壊
杉の原	II-1-8207	急傾斜地の崩壊
松崎-新①	II-1-8216-新①	急傾斜地の崩壊
鹿川(1)	II-1-8218	急傾斜地の崩壊
舟の尾	I-1-1974	急傾斜地の崩壊
笠戸	I-1-1975	急傾斜地の崩壊
尾藪-1	II-1-8315	急傾斜地の崩壊
舟の尾(1)	II-1-8324	急傾斜地の崩壊
舟の尾(1)-新①	II-1-8324-新①	急傾斜地の崩壊
笠戸(1)	II-1-8328	急傾斜地の崩壊
舟の尾(2)	II-1-8329	急傾斜地の崩壊
下小原東	I-1-3765	急傾斜地の崩壊
下小原東-新①	I-1-3765-新①	急傾斜地の崩壊
下小原東-新②	I-1-3765-新②	急傾斜地の崩壊
椀木尾	I-1-1993	急傾斜地の崩壊
椀木尾-新①	I-1-1993-新①	急傾斜地の崩壊
糸平	I-1-1983	急傾斜地の崩壊
糸平-新①	I-1-1983-新①	急傾斜地の崩壊
糸平-新②	I-1-1983-新②	急傾斜地の崩壊
糸平-新③	I-1-1983-新③	急傾斜地の崩壊

糸平-新④	I-1-1983-新④	急傾斜地の崩壊
糸平-1	II-1-8357	急傾斜地の崩壊
糸平-2	II-1-8358	急傾斜地の崩壊
糸平-2-新①	II-1-8358-新①	急傾斜地の崩壊
糸平-2-新②	II-1-8358-新②	急傾斜地の崩壊
草 仁 田	II-1-8359	急傾斜地の崩壊
大 平	I-1-1989	急傾斜地の崩壊
大平-1	II-1-8363	急傾斜地の崩壊
鳥屋の平	I-1-1991	急傾斜地の崩壊
鳥屋の平-新①	I-1-1991-新①	急傾斜地の崩壊
鳥屋の平-新②	I-1-1991-新②	急傾斜地の崩壊
鳥屋の平-1	II-1-8362	急傾斜地の崩壊
二 又	I-1-1988	急傾斜地の崩壊
榎 迫 下	I-1-1990	急傾斜地の崩壊
二又-1	II-1-8364	急傾斜地の崩壊
榎 迫	II-1-8365	急傾斜地の崩壊
榎迫-新①	II-1-8365-新①	急傾斜地の崩壊
新 町	I-1-1976	急傾斜地の崩壊
新町-新①	I-1-1976-新①	急傾斜地の崩壊
新町-新②	I-1-1976-新②	急傾斜地の崩壊
新町-新③	I-1-1976-新③	急傾斜地の崩壊
新 町 (1)	I-2-0262	急傾斜地の崩壊
新 町 (2)	II-1-8325	急傾斜地の崩壊
新町(2)-新①	II-1-8325-新①	急傾斜地の崩壊

奥	II-1-1938	急傾斜地の崩壊
松 ノ 内	I-1-1935	急傾斜地の崩壊
新畑-新①	I-1-1937-新①	急傾斜地の崩壊
新畑-新②	I-1-1937-新②	急傾斜地の崩壊
吐の内-1	I-1-3761	急傾斜地の崩壊
日 暮	I-1-3775	急傾斜地の崩壊
中 川	I-1-1946	急傾斜地の崩壊
中川-新①	I-1-1946-新①	急傾斜地の崩壊
中川-新②	I-1-1946-新②	急傾斜地の崩壊
中 川 (1)	I-1-3777	急傾斜地の崩壊
中村(2)-4	II-1-8276	急傾斜地の崩壊
八 戸 上	I-1-1977	急傾斜地の崩壊
八戸上-1	I-1-3763	急傾斜地の崩壊
八 戸 小	I-1-3780	急傾斜地の崩壊
八 戸 1	I-1-1978	急傾斜地の崩壊
八 戸 2	I-1-1979	急傾斜地の崩壊
八 戸 (3)	II-1-8331	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	下日向川	11-443-1-012	土 石 流
	坂狩川	11-443-2-028	土 石 流

大石川	11-443-1-021	土石流		大石(5)	II-1-8416	急傾斜地の崩壊
上長野川	11-443-2-043	土石流		大石(6)	II-1-8432	急傾斜地の崩壊
下日蔭平川	11-443-2-044	土石流		長原-1	II-1-8433	急傾斜地の崩壊
上仲原川	11-443-2-045	土石流		長原-2	II-1-8434	急傾斜地の崩壊
上滝下川(1)	11-443-2-046	土石流		長原-3	II-1-8462	急傾斜地の崩壊
上滝下川(2)	11-443-2-047	土石流		長原-3-新①	II-1-8462-新①	急傾斜地の崩壊
杉平川	11-443-2-048	土石流		長原-3-新②	II-1-8462-新②	急傾斜地の崩壊
日向平川(1)	11-443-1-019	土石流		船の谷-1	I-1-3804	急傾斜地の崩壊
日向平川(2)	11-443-1-020	土石流		桑の木谷-1	II-1-8447	急傾斜地の崩壊
日向平川(3)	11-443-2-041	土石流		桑の木谷-2	II-1-8448	急傾斜地の崩壊
長原川	11-443-2-042	土石流		桑の木谷-3	II-1-8449	急傾斜地の崩壊
長迫川	11-443-2-033	土石流		船の谷-2	II-1-8450	急傾斜地の崩壊
上日蔭平川	11-443-2-040	土石流		内の谷	II-1-8451	急傾斜地の崩壊
船の谷川	11-443-1-018	土石流		奈良津-1	II-1-8455	急傾斜地の崩壊
桑の木谷川	11-443-2-035	土石流		奈良津-2	II-1-8456	急傾斜地の崩壊
奈良津川	11-443-2-036	土石流		尾原-1	II-1-8457	急傾斜地の崩壊
水ノ元川	11-443-2-039	土石流		尾原-2	II-1-8458	急傾斜地の崩壊
岩屋迫川(1)	11-443-2-037	土石流		尾原-3	II-1-8459	急傾斜地の崩壊
岩屋迫川(2)	11-443-2-038	土石流		尾原-4	II-1-8460	急傾斜地の崩壊
丁字川	11-443-1-024	土石流		尾原-4-新①	II-1-8460-新①	急傾斜地の崩壊
笠部谷川(1)	11-443-2-053	土石流		尾原-5	II-1-8461	急傾斜地の崩壊
笠部谷川	11-443-2-054	土石流		高畑(2)	I-1-2020	急傾斜地の崩壊
半蔵谷川-新①	11-443-1-901-新①	土石流		杉の谷	I-1-2279	急傾斜地の崩壊
一の瀬	I-1-2272	急傾斜地の崩壊				
大石(1)	I-1-2001	急傾斜地の崩壊				
大石(3)	II-1-2270	急傾斜地の崩壊				
大石(4)	II-1-8415	急傾斜地の崩壊				

杉の谷-新①	I-1-2279-新①	急傾斜地の崩壊
杉の谷-新②	I-1-2279-新②	急傾斜地の崩壊
杉の谷-新③	I-1-2279-新③	急傾斜地の崩壊
大谷-1	I-1-3802	急傾斜地の崩壊
大谷-2	I-1-3803	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	柚木町(1)	10-203-1-093	土石流
	柚木沢川	10-203-1-094	土石流
	柚木谷川	10-203-1-095	土石流
	宇和田町(3)	10-203-1-096	土石流
	鹿狩瀬町(9)	10-203-1-097	土石流
	宇和田町(4)	10-203-2-051	土石流
	宇和田町(5)	10-203-2-052	土石流
	鹿狩瀬町(2)	10-203-2-054	土石流
	鹿狩瀬町(6)	10-203-2-055	土石流
	大野町(1)	10-203-2-056	土石流
	鹿狩瀬町(8)	10-203-2-058	土石流
	鹿狩瀬町(10)	10-203-2-059	土石流
	宇和田町(2)	10-203-3-016	土石流

北富山沢	10-203-1-090	土石流
南富山沢	10-203-1-091	土石流
柚木谷沢川	10-203-1-092	土石流
荒竹水神谷川	10-203-1-132	土石流
荒竹水神谷川-新①	10-203-1-132-新①	土石流
稲葉崎町(1)	10-203-1-133	土石流
長尾谷川	10-203-2-072	土石流
宇和田第1	I-1-1480	急傾斜地の崩壊
宇和田第1-新①	I-1-1480-新①	急傾斜地の崩壊
宇和田第1-新②	I-1-1480-新②	急傾斜地の崩壊
宇和田第1-新③	I-1-1480-新③	急傾斜地の崩壊
宇和田第1-新④	I-1-1480-新④	急傾斜地の崩壊
宇和田第1-新⑤	I-1-1480-新⑤	急傾斜地の崩壊
柚木第1	I-1-1483	急傾斜地の崩壊
柚木第1-新①	I-1-1483-新①	急傾斜地の崩壊
稲葉崎	I-1-1632	急傾斜地の崩壊
檜山第3	I-1-1633	急傾斜地の崩壊
檜山第3-新①	I-1-1633-新①	急傾斜地の崩壊
檜山第3-新②	I-1-1633-新②	急傾斜地の崩壊
檜山第3-新③	I-1-1633-新③	急傾斜地の崩壊
宇和田第2	I-1-3578	急傾斜地の崩壊
宇和田第3	I-1-3579	急傾斜地の崩壊

稲葉崎-1	II-1-7363	急傾斜地の崩壊	稲葉崎-2 -新②	II-1-7385-新②	急傾斜地の崩壊
稲葉崎-1 -新①	II-1-7363-新①	急傾斜地の崩壊	稲葉崎-2 -新③	II-1-7385-新③	急傾斜地の崩壊
稲葉崎-1 -新②	II-1-7363-新②	急傾斜地の崩壊	稲葉崎-3	II-1-7387	急傾斜地の崩壊
稲葉崎-1 -新③	II-1-7363-新③	急傾斜地の崩壊	稲葉崎-3 -新①	II-1-7387-新①	急傾斜地の崩壊
鹿狩瀬第4	II-1-7403	急傾斜地の崩壊	野地第8	I-1-3599新③	急傾斜地の崩壊
宇和田第4	II-1-7406	急傾斜地の崩壊			
宇和田第5	II-1-7407	急傾斜地の崩壊			
宇和田第7	II-1-7409	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第9	II-1-7563	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第10	II-1-7564	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第18	II-1-7628	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第18 -新①	II-1-7628-新①	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第18 -新②	II-1-7628-新②	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第18 -新③	II-1-7628-新③	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第18 -新④	II-1-7628-新④	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第18 -新⑤	II-1-7628-新⑤	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第19	II-1-7629	急傾斜地の崩壊			
鹿狩瀬第19 -新①	II-1-7629-新①	急傾斜地の崩壊			
無鹿第3	I-1-1619	急傾斜地の崩壊			
無鹿第2	I-1-1618	急傾斜地の崩壊			
稲葉崎-2	II-1-7385	急傾斜地の崩壊			
稲葉崎-2 -新①	II-1-7385-新①	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	福谷谷川-新①	02-204-2-090-新①	土石流
	福谷谷川-新②	02-204-2-090-新②	土石流
	福谷谷川-新③	02-204-2-090-新③	土石流
	福谷谷川-新④	02-204-2-090-新④	土石流
	山瀬二谷川-新①	02-204-3-008-新①	土石流
	汐満二谷川	02-204-3-012	土石流
	向田四谷川	02-204-2-077	土石流
	倉掛一谷川	02-204-2-082	土石流
	倉掛二谷川	02-204-2-083	土石流
	大道寺谷川	02-204-2-084	土石流

平部ヶ下谷川-新①	02-204-1-034-新①	土 石 流	西ヶ迫-新①	I-1-0203-新①	急傾斜地の崩壊
北河内沢	02-204-1-071	土 石 流	中松永-新①	I-1-0206-新①	急傾斜地の崩壊
富士谷沢	02-204-1-073	土 石 流	東ヶ迫東-新①	I-1-0211-新①	急傾斜地の崩壊
鍋頭谷川(1)	02-204-1-074	土 石 流	東ヶ迫東-新②	I-1-0211-新②	急傾斜地の崩壊
伊比井谷川	02-204-1-077	土 石 流	下汐溝-新②	I-1-0214-新②	急傾斜地の崩壊
伊比井谷川-新①	02-204-1-077-新①	土 石 流	楠原-新①	I-1-0314-新①	急傾斜地の崩壊
富士之沢(1)	02-204-2-104	土 石 流	楠原-新②	I-1-0314-新②	急傾斜地の崩壊
富士之沢(2)	02-204-2-105	土 石 流	楠原-新③	I-1-0314-新③	急傾斜地の崩壊
大荷田谷川(3)	02-204-2-109	土 石 流	上楠原-新①	I-1-0315-新①	急傾斜地の崩壊
上日向八重谷川	02-204-2-110	土 石 流	上楠原-新②	I-1-0315-新②	急傾斜地の崩壊
徳之峯谷川	02-204-2-078	土 石 流	諏訪馬場-新①	I-1-0316-新①	急傾斜地の崩壊
向田一谷川	02-204-2-074	土 石 流	石ヶ谷-2	II-1-4354	急傾斜地の崩壊
向田三谷川	02-204-2-076	土 石 流	中ノ講-3-新①	II-1-4373-新①	急傾斜地の崩壊
山かしら谷川	02-204-2-080	土 石 流	中ノ講-3-新②	II-1-4373-新②	急傾斜地の崩壊
つづら八重谷川	02-204-2-081	土 石 流	中ノ講-3-新③	II-1-4373-新③	急傾斜地の崩壊
釈迦尾ヶ野1	I-1-0258	急傾斜地の崩壊	山ノ口-1-新①	II-1-4393-新①	急傾斜地の崩壊
瀬田尾-1	II-1-4469	急傾斜地の崩壊	山ノ口-2-新①	II-1-4394-新①	急傾斜地の崩壊
瀬田尾-2	II-1-4470	急傾斜地の崩壊	山ノ口-2-新②	II-1-4394-新②	急傾斜地の崩壊
瀬田尾-3	II-1-4471	急傾斜地の崩壊			
向原	II-1-4531	急傾斜地の崩壊			
向原-新①	II-1-4531-新①	急傾斜地の崩壊			
向原-新②	II-1-4531-新②	急傾斜地の崩壊			
崩平-新①	I-1-0202-新①	急傾斜地の崩壊			

山ノ口-2 -新③	II-1-4394-新③	急傾斜地の崩壊	永吉-4	II-1-4382	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2 -新④	II-1-4394-新④	急傾斜地の崩壊	永吉-4- 新①	II-1-4382-新①	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2 -新⑤	II-1-4394-新⑤	急傾斜地の崩壊	川辺ヶ野	II-1-4392	急傾斜地の崩壊
山ノ口-2 -新⑥	II-1-4394-新⑥	急傾斜地の崩壊	倉掛-1	II-1-4477	急傾斜地の崩壊
原向-2- 新②	II-1-4625-新②	急傾斜地の崩壊	向田-2	II-1-4529	急傾斜地の崩壊
上松永-2	III-1-9312	急傾斜地の崩壊	倉掛-2	II-1-4532	急傾斜地の崩壊
星倉-4	III-1-9320	急傾斜地の崩壊	大川田	I-1-0199	急傾斜地の崩壊
相田-新②	III-1-9321-新②	急傾斜地の崩壊	西ヶ迫	I-1-0203	急傾斜地の崩壊
木場2	I-1-0317	急傾斜地の崩壊	中松永	I-1-0206	急傾斜地の崩壊
西ノ村	I-1-0318	急傾斜地の崩壊	釈迦尾ヶ野 2	I-1-0256	急傾斜地の崩壊
西ノ村2	I-1-0319	急傾斜地の崩壊	中ノ講-5	II-1-4375	急傾斜地の崩壊
内之迫	I-1-0320	急傾斜地の崩壊	谷川	I-1-0391	急傾斜地の崩壊
木場1	I-1-0321	急傾斜地の崩壊	下汐満	I-1-0214	急傾斜地の崩壊
愛宕越	I-1-3102	急傾斜地の崩壊	鶯巣	I-1-0174	急傾斜地の崩壊
永吉-1	I-1-3124	急傾斜地の崩壊	浜平	I-1-0175	急傾斜地の崩壊
永野	II-1-4364	急傾斜地の崩壊	伊比井	I-1-0176	急傾斜地の崩壊
瀬田尾野- 1	II-1-4376	急傾斜地の崩壊	鍋頭	I-1-0177	急傾斜地の崩壊
瀬田尾野- 2-新①	II-1-4377-新①	急傾斜地の崩壊	三軒家	I-1-0178	急傾斜地の崩壊
瀬田尾野- 2-新②	II-1-4377-新②	急傾斜地の崩壊	三軒家-新 ①	I-1-0178-新①	急傾斜地の崩壊
西ノ村3	II-1-4378	急傾斜地の崩壊	富士	I-1-0179	急傾斜地の崩壊
永吉-2	II-1-4379	急傾斜地の崩壊	富士河内- 1	I-1-3123	急傾斜地の崩壊
永吉-2- 新①	II-1-4379-新①	急傾斜地の崩壊	富士河内- 1-新①	I-1-3123-新①	急傾斜地の崩壊
永吉-3	II-1-4380	急傾斜地の崩壊	富士河内- 2	I-1-3125	急傾斜地の崩壊
			伊比井-1	II-1-4520	急傾斜地の崩壊

伊比井河内 - 1	II-1-4521	急傾斜地の崩壊
富 土 - 1	II-1-4523	急傾斜地の崩壊
富 土 - 2	II-1-4524	急傾斜地の崩壊
富士-2- 新①	II-1-4524-新①	急傾斜地の崩壊
立 野 3	II-1-4573	急傾斜地の崩壊
下大藤-1	II-1-4562	急傾斜地の崩壊
菖 蒲 迫	I-1-0361	急傾斜地の崩壊
菖 蒲 迫 2	I-1-0360	急傾斜地の崩壊
倉 迫 - 1	II-1-4565	急傾斜地の崩壊
倉 迫 - 2	II-1-4566	急傾斜地の崩壊
倉 迫	I-1-0362	急傾斜地の崩壊
徳之峯 3	II-1-4478	急傾斜地の崩壊
徳之峯 1	I-1-0324	急傾斜地の崩壊
徳之峯 2	I-1-0325	急傾斜地の崩壊
鶴 戸 谷	I-1-0328	急傾斜地の崩壊
宮 ヶ 上	I-1-0327	急傾斜地の崩壊
宮 の 窪	I-1-0322	急傾斜地の崩壊
つづら八重 - 3	I-1-3117	急傾斜地の崩壊
つづら八重 - 6	II-1-4475	急傾斜地の崩壊
つづら八重 - 5	II-1-4474	急傾斜地の崩壊
つづら八重 - 2	II-1-4355	急傾斜地の崩壊
つづら八重 - 4	II-1-4383	急傾斜地の崩壊
つづら八重 - 1	III-1-9310	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	阿下川(1)	11-442-2-076	土 石 流
	下中園川(2)	11-442-1-033	土 石 流
	下中園川(1)	11-442-1-034	土 石 流
	下中園川(1)-新①	11-442-1-034-新①	土 石 流
	杉の原川(1)	11-442-2-078	土 石 流
	杉の原川(1)-新①	11-442-2-078-新①	土 石 流
	杉の原川(2)	11-442-2-079	土 石 流
	新町川(1)	11-442-2-072	土 石 流
	新町川(2)	11-442-2-073	土 石 流
	日向川	11-442-2-004	土 石 流
	竹の平川(2)	11-442-2-003	土 石 流
	松の内川	11-442-1-026	土 石 流
	松崎川	11-442-2-064	土 石 流
	中川川	11-442-2-077	土 石 流
	滝の内	II-1-8316	急傾斜地の崩壊
	阿下-5	II-1-8321	急傾斜地の崩壊
	椀 木	I-1-2260	急傾斜地の崩壊
椀木-新①	I-1-2260-新①	急傾斜地の崩壊	

新畑-新①	I-1-1937-新①	急傾斜地の崩壊	下日蔭平川	11-443-2-044	土 石 流
新畑-新②	I-1-1937-新②	急傾斜地の崩壊	上 仲 原 川	11-443-2-045	土 石 流
吐の内-1	I-1-3761	急傾斜地の崩壊	上滝下川(1)	11-443-2-046	土 石 流
日 暮	I-1-3775	急傾斜地の崩壊	上滝下川(2)	11-443-2-047	土 石 流
中 川	I-1-1946	急傾斜地の崩壊	杉 平 川	11-443-2-048	土 石 流
中川-新①	I-1-1946-新①	急傾斜地の崩壊	長 原 川	11-443-2-042	土 石 流
中川-新②	I-1-1946-新②	急傾斜地の崩壊	長 迫 川	11-443-2-033	土 石 流
中 川 (1)	I-1-3777	急傾斜地の崩壊	上日蔭平川	11-443-2-040	土 石 流
中村(2)-4	II-1-8276	急傾斜地の崩壊	船 の 谷 川	11-443-1-018	土 石 流
八 戸 上	I-1-1977	急傾斜地の崩壊	桑の木谷川	11-443-2-035	土 石 流
八戸上-1	I-1-3763	急傾斜地の崩壊	丁 字 川	11-443-1-024	土 石 流
八 戸 小	I-1-3780	急傾斜地の崩壊	笠部谷川(1)	11-443-2-053	土 石 流
八 戸 1	I-1-1978	急傾斜地の崩壊	笠 部 谷 川	11-443-2-054	土 石 流
八 戸 2	I-1-1979	急傾斜地の崩壊	一 の 瀬	I-1-2272	急傾斜地の崩壊
八 戸 (3)	II-1-8331	急傾斜地の崩壊	大 石 (1)	I-1-2001	急傾斜地の崩壊
			大 石 (3)	II-1-2270	急傾斜地の崩壊
			大 石 (4)	II-1-8415	急傾斜地の崩壊
			大 石 (5)	II-1-8416	急傾斜地の崩壊
			大 石 (6)	II-1-8432	急傾斜地の崩壊
			長 原 - 1	II-1-8433	急傾斜地の崩壊
			長 原 - 2	II-1-8434	急傾斜地の崩壊
			長 原 - 3	II-1-8462	急傾斜地の崩壊
			長原-3-新①	II-1-8462-新①	急傾斜地の崩壊
			長原-3-新②	II-1-8462-新②	急傾斜地の崩壊
			船の谷-1	I-1-3804	急傾斜地の崩壊
			桑の木谷-1	II-1-8447	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五ヶ瀬町	下日向川	11-443-1-012	土 石 流
	坂狩川	11-443-2-028	土 石 流
	大石川	11-443-1-021	土 石 流
	上長野川	11-443-2-043	土 石 流

桑の木谷-2	II-1-8448	急傾斜地の崩壊	尾原-4-新①	II-1-8460-新①	急傾斜地の崩壊
桑の木谷-3	II-1-8449	急傾斜地の崩壊	尾原-5	II-1-8461	急傾斜地の崩壊
船の谷-2	II-1-8450	急傾斜地の崩壊	高畑(2)	I-1-2020	急傾斜地の崩壊
内の谷	II-1-8451	急傾斜地の崩壊	杉の谷	I-1-2279	急傾斜地の崩壊
奈良津-1	II-1-8455	急傾斜地の崩壊	杉の谷-新①	I-1-2279-新①	急傾斜地の崩壊
奈良津-2	II-1-8456	急傾斜地の崩壊	杉の谷-新②	I-1-2279-新②	急傾斜地の崩壊
尾原-1	II-1-8457	急傾斜地の崩壊	杉の谷-新③	I-1-2279-新③	急傾斜地の崩壊
尾原-2	II-1-8458	急傾斜地の崩壊	大谷-1	I-1-3802	急傾斜地の崩壊
尾原-3	II-1-8459	急傾斜地の崩壊	大谷-2	I-1-3803	急傾斜地の崩壊
尾原-4	II-1-8460	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
令和3年3月25日

宮崎県知事 河野俊副

訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

宮崎県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員人事評価実施規程(平成28年訓令第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(苦情等への対応) 第9条 [略] 2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、人事課行政改革推進室において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。 3 [略]	(苦情等への対応) 第9条 [略] 2 被評価者は、前項の相談及び苦情等の申出により解決できなかったもののうち、人事評価の結果に関するものについては、人事課において設置する苦情処理委員会に苦情処理の申出を行うことができるものとする。 3 [略]

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

宮崎県知事 河野俊副

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和3年3月25日

- 作業の種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 作業地域
宮崎県全域
- 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業地域
日向市、児湯郡西米良村
- 3 作業終了日
令和 3 年 2 月 25 日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
小林市細野字杉ノ場 160番 8、161番 3、162番、162番 1 の一部、163番 1 の一部、163番 2、166番 1、167番 7	小林市細野 162番地 1 医療法人友光会

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
デジタルコミュニケーション基盤構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 1 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社販売事業本部宮崎支社
宮崎市花ヶ島町大原2361番地 1
- 5 落札金額
413, 279, 922円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 2 年12月 3 日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 2 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 3 年 3 月 25 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	1 級	令和 3 年 7 月 2 日（金）午前 9 時から午後 5 時ころまでの間
	2 級	令和 3 年 7 月 1 日（木）午前 9 時から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 8 時30分から午前 9 時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし受付先着順とする。）

4 受検資格

(1) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

令和 3 年 4 月 19 日（月）から同年 4 月 30 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 貴重品運搬警備 2 級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（1 級検定申請者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受検資格認定書（1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--